

「改正育児・介護休業法及びフリーランス法等説明会」の周知について

栃木労働局雇用環境・均等室長より、[令和6年10月31日付け栃労雇均発1031第3号](#)をもって、標記に係る当協会員への周知依頼がありました。

既に、フリーランス法については令和6年11月1日に施行されました。また、改正育児・介護休業法に関して、令和7年4月1日から順次されることとなっています。

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備等々の改正が行われました。また、フリーランス等の多様な働き方に関する環境整備等が図られたところであり、栃木労働局では、事業主・人事労務担当者等を対象に今般の新法・改正法の内容について理解を深めるため、標記説明会を開催するとしています。

是非、多くの会員事業場に当説明会にご参加いただき、その趣旨、概要等についてご理解いただきたく宜しくお願い致します。

なお、参加申込は以下の「栃木労働局 HP」のリンクからも出来ますので、ご利用ください。

- [令和6年度「改正育児・介護休業法及びフリーランス法に関する説明会」の開催について](#)



(説明会開催 QR)

追って、当協会でも令和7年1月17日(金)午後2時から午後4時30分まで、小山グランドホテル(小山市神鳥谷202)において、令和6年度労務管理セミナーを開催して同種の講演会を予定しておりますので申し添えます。(既に、ご案内のチラシをお送りしています。)